地域密着型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人希心会が開設するデイサービスこころ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)は、要介護状態にある利用者(以下「要介護者」という。)に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。
- 4 サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- 5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びに、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 デイサービスこころ
- (2)所 在 地 熊本県阿蘇市小里271番地8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者	1人(常勤兼務)	事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関
		する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
生活相談員	2人以上	利用者及び家族等からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、居宅介護
		支援事業所等との連携・調整を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所
		介護計画の作成等を行う。
看護職員	2人以上	利用者の健康管理、服薬管理、病状が急変した際の救急措置等の看護業務を通
		じて利用者の日常生活支援を行う。

介護職員	2人以上	入浴、排泄、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行う。
機能訓練指導員	2人以上	身体機能減衰を防止するための訓練、指導及び助言・計画の作成を行う。

(営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日、1月1日~1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
 - (3)サービス提供時間 午前9時から午後3時15分までとする。

(事業所の利用定員)

- 第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。
 - (1)事業単位 1単位
 - (2)利用定員 15 人

(事業内容)

- 第7条 事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1)食事の提供
 - (2)入浴支援
 - (3)日常生活動作の機能訓練・レクリエーション活動
 - (4) 健康状態チェック
 - (5)生活指導・助言
 - (6)送迎

(地域密着型通所介護計画)

- 第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境 並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、目標達成のための具体的な サービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を個別に作成する。
- 2 地域密着型通所介護計画に作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 地域密着型通所介護計画の作成に当たり、計画の内容を利用者又はその家族に対して説明し 利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。
- 4 地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況と目標の達成状況を記録する。

(利用料等)

- 第9条 事業所が提供する事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該 事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から負担割合証に記載の額の支払いを受け るものとする。
- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1)食費 一食あたり650円
 - (2)オムツ代、その実費を徴収する。
 - (3)レクリエーション活動費 実費
 - (4)日常生活において通常必要となる費用であって、利用者が負担することが適当と認められ

る費用につき、実費を徴収する。

- (5)前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 前2項の利用等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。
- 5 サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に著名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法廷代理受領サービスに該当しない事業の利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の 内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して 交付する。

(涌常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は阿蘇市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は、次のとおりとする。
 - (1)サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することとする。
 - (2)他の利用者の迷惑になる行為は行わないこととする。
 - (3)利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意することとする。
- 2 利用申込者が入院治療を要するものであること等、利用申込者に対して必要なサービスを提供する事が困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告をする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第13条 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、

防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他 必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数:年2回

(感染対策委員会の開催等)

- 第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置 を講じるものとする。
 - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に事業所の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業所計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行うよう努めるものとする。

(虐待防止対策委員会の開催等)

- 第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について 従業者に周知を図る。
 - (2)事業所における虐待防止のための指針を設備する。
 - (3)上記(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。

虐待防止に関する責任者 管理者 岩下 ちさえ

2 事業者は、サービス提供中に、当該当事業所従業者または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

- 第18条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により行う文書その他の物件の提出、若しくは照会に応じ、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受け

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第19条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(ハラスメントの防止)

第21条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該事業所従業員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となる。

- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的 に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じる。

(地域との連携等)

- 第22条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する 区域を管轄する市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、概ね6ヶ 月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を 公表する。

(その他運営についての留意事項)

- 第23条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人希心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(サービス提供の記録)

- 第23条 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録を、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の観覧及び複写物の交付を、請求をすることができる。

附則

- この規程は、令和7年4月1日より施行する。
- この規程は、令和7年9月1日より施行する。